

## 軽自動車・バイク等の廃車・名義変更はお済みですか？

バイクや軽自動車、小型特殊自動車などの軽自動車税は、毎年4月1日現在、所有されている方に、課税されます。

「他人に譲った」「以前から使用できずに放置してある」「紛失や盗難（※1）にあった」「所在不明」などの事情があっても、廃車や名義変更などの手続きをしない場合には、翌年度も引き続き課税されますので、下記の手続き場所にて、速やかに廃車・名義変更などの手続きを行ってください。

車の種類	必要なもの	手続き場所
<b>原動機付自転車</b> (125cc以下) <b>小型特殊自動車</b> (フォークリフト等) <b>農耕作業車</b> (トラクター、コンバイン等)  <small>※水戸ナンバーの小型特殊自動車・農耕作業車は茨城運輸支局での手続きとなります。</small>	廃車 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・所有者の印鑑  <small>(※1)盗難にあった場合は、警察に届け出た日付と受理番号を確認しておいてください。</small>	茨城町総務部 税務課 茨城町大字小堤1080番地 ☎029-240-7114 (直通)
<b>軽自動車</b> (660ccまでの三・四輪車)	名義変更 ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・新しい所有者の印鑑	軽自動車検査協会 茨城事務所 茨城町大字若宮887番地59 ☎050-3816-3105
<b>二輪の軽自動車</b> (125ccを超え250cc以下) <b>二輪の小型自動車</b> (250ccを超えるもの)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017

## 農耕作業車（トラクターなど）はナンバー登録が必要です

乗用可能な農耕作業車（トラクター、コンバイン、田植機など）は、農耕作業用小型特殊自動車として扱われ、軽自動車税の課税対象となります。公道走行の有無に関わらず、所有していることに基づいて、その定置場所のある自治体において申告が義務付けられています。

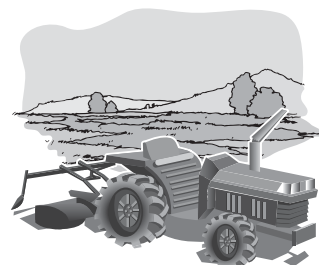
まだ、ナンバープレートの交付を受けていない農耕作業車を所有している方は、税務課まで申請手続きをお願いします。

### 対象となる農耕作業用小型特殊自動車の要件

- ・乗用装置のある農耕用作業車（トラクター、コンバイン、田植機など）
- ・最高速度が時速35km/h未満のもの（車両の大きさに制限はありません）

### 申請に必要なもの

- ・販売証明書または前所有者からの譲渡証明書
- ・登録する方の印鑑



【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114 (直通)

## 固定資産税ってなんだろう？

第1回

固定資産税は、市町村の行政サービスを支える財源として、とても重要な税金です。今回からその「固定資産税」について、皆さんが気になっていることを全3回で紹介していきます！

### Q 固定資産税を納める必要がある人はどのような人ですか？

A 毎年1月1日（賦課期日）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して固定資産といいます）を所有している方です。ただし、所有者が賦課期日前に死亡している場合等には、その固定資産を現に所有している人（相続人等）が納税義務者となります。  
※ 償却資産とは…会社や個人で工場や商店などを経営し、事業を行うために用いる事業用資産（機械、器具、備品等）をいいます。

### Q 固定資産税はどのように決まるのですか？

A 総務大臣が定めた評価基準に基づき市町村長が固定資産の価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定します。この課税標準額に固定資産税の税率（1.4%）をかけたものが税額になります。  
(課税標準額×税率＝税額)

### Q 固定資産税はどのように納めるのですか？

A 市町村から毎年4月に税額等を記載した納税通知書を固定資産税の納税義務者に送付します。全期前納または年4回（4月、7月、11月、1月）の納期までに納めていただくものになります。

今回は、広報いばらき11月15日号のおしらせ版です。身近な固定資産税として、土地や家屋の新增築・滅失時のお手続きについて紹介する予定です。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114 (直通)

## 源泉徴収義務者に対する年末調整説明会

平成30年分年末調整説明会を下記のとおり開催します。

開催日	開催時間	開催場所	対象地域
11月14日(水)	午後1時～3時	笠間市立笠間公民館	笠間市、城里町
11月16日(金)	午後1時～3時	笠間市石井2068番地1	小美玉市、茨城町
11月19日(月)	午前10時～12時	茨城県立県民文化センター(小ホール)	(イ) 大洗町、水戸市のうち郵便番号が「310-0000」～「310-0045」の地域
	午後1時30分～3時30分		(ロ) 水戸市のうち郵便番号が「310-0046」～「310-0844」の地域
11月21日(水)	午前10時～12時	水戸市千波町東久保697番地	(ハ) 水戸市のうち郵便番号が「310-0845」～「310-0911」の地域
	午後1時30分～3時30分		水戸市のうち(イ)～(ハ)以外の郵便番号の地域

※昨年と開催場所が異なりますのでご注意ください。  
**※茨城町の事業所は11月16日(金)が指定となりますが、他の日時に出席しても差し支えありません。**  
 ※一部の駐車場は有料です。また、数に限りがありますので、なるべく公共の交通機関をご利用ください。  
 ※11月14日(水)、11月16日(金)の午後3時から4時まで、11月19日(月)、11月21日(水)の午後3時30分から4時30分までは、改正消費税に関する説明会を予定しています。

【問合せ先】 水戸税務署 法人課税第2部門 ☎ 029-231-4293 (直通)